

(様式第 1)

人手不足実態調査業務 委託提案公募要領

2026 年 7 月

高松商工会議所 事業推進部 人材活用推進課

1 目的

本要領は、高松商工会議所（以下「本所」という。）において、香川県内における人手不足の実態調査を実施するにあたり、業務の受託業者を選定するための提案公募に必要な事項を定めることとする。

2 業務概要

(1) 業務名

人手不足実態調査業務委託

(2) 業務内容

- ・香川県内の正社員数20名以上の企業・個人事業者のデータのうち、香川県の産業割合（日本標準産業分類に基づく）に応じて1,000件抽出
 - ・人手不足実態調査票作成業務
- 別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から2026年11月30日まで

(4) 委託料上限額

1,853,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(5) 委託者

高松商工会議所 事業推進部 人材活用推進課
担当 川滝、齋藤

3 参加資格

本提案公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本所の会員事業所で、香川県内に本社（本店）又は支店、活動拠点等の事業所を有する者。
- (2) 本業務に類する中小企業への調査及び調査結果の集計記録を納品した実績を有していること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者。

4 委託業者選定までのスケジュール

2026年7月9日(木)	公募(提案書)・提案公募に関する質問受付開始
2026年7月14日(水)	提案公募に関する質問受付期限
2026年7月24日(金)	公募・提案書受付終了
2026年7月31日(金)	審査結果通知(予定)

5 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、2026年7月14日(水)17時15分までに、質問及び回答書(様式第3)に質問事項等を記載の上、メール(送信先: jinzai@takacci.or.jp)により提出すること。

(2) 質問内容

質問の内容は、公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ること。

(3) 提出場所

〒760-8515 高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所 事業推進部 人材活用推進課(担当: 川滝、齋藤)

(4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対して電子メールで行うものとする。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、次に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間外に提出されたもの
- ク 他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問

6 企画提案書等の提出

次のとおり、企画提案書等を提出すること。提案は1応募者あたり1案とする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書

仕様書を参照し、項目ごとに提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。

② 見積書

任意様式とし、詳細な積算内訳書を添付すること。

(2) 企画提案書の様式

A4判縦置きもしくは横置きとし、片面表記を原則するが、既存の資料等を添付書類とする際、両面表記である場合はこの限りではない。企画提案書本体に記載しきれない場合は、別紙により説明も可とする。この場合、基本的事項を企画提案書本体の項目欄に記載したうえで「詳細は別紙を参照」と記載し、当該別紙右上に「別紙」と記載のこと。

(3) 提出部数

提出書類のうち、①及び②については正本1部及び副本1部とすること。

(4) 受付期間

2026年7月9日(木) 8時30分から2026年7月24日(金) 17時15分まで

(5) 提出方法

本所まで持参するか、郵便又は信書便によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可。郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限り、2026年7月24日(金) 17時15分までに必着すること。

7 事業者の選定及び結果の通知

(1) 審査基準

「人手不足実態調査業務委託提案 選定基準」にもとづき、提出された企画提案書等の内容を本所において審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を受託候補者とする。

(2) 結果の通知

審査選定の結果については、応募者全員に文書で通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、受託候補者として選定した者であっても、契約手続が完了するまでは、本所との契約関係は生じない。

(3) 次点繰上げ

受託候補者となった事業者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は受託候補者となった事業者が契約締結までの間に「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて受託候補者とし、契約締結に関する交渉を行う。

(4) 企画提案者が単独となった場合

企画提案者が1事業者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を受託候補者とする。

(5) 審査結果に対する問い合わせ等

審査結果に関する問合せ及び異議の申立ては一切受け付けない。

8 委託契約の締結

- (1) 業務の実施にあたっては、受託候補者として選定した者（その者が契約締結時まで、「3 参加資格」に定める要件に該当しなくなった場合、又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、次点の者）と、予算の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容及び受託候補者が提出した企画提案書の提案内容については、受託候補者と本所との事前協議により変更することがあるので、見積書の見積金額が契約金額とならない場合がある。

9 決定の取消し

受託候補者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 3の参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、審査員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 8の協議が不調に終わった場合
- (5) 8の協議後の見積額が、2(4)の提案上限額を超える場合

10 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

11 その他

- (1) 応募に当たって必要な書類（企画提案書等を含む。）は、応募者の負担で作成し、提出された書類は返却しない。また、提出された書類の提出締切り後の差換え、再提出は認めない。
- (2) 仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することは禁じる。
- (3) 企画提案に参加した企業名等は、公開する場合がある。また、提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、参加者の了承を得て、本書は企画書の一部または全部を転載、公開することがある。
- (4) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とする。

12 応募・照会先

〒760-8515 香川県高松市番町二丁目2番2号

高松商工会議所 事業推進部 人材活用推進課（担当：川滝、齋藤）

TEL：087-825-3518

E-mail：jinzai@takacci.or.jp